

訴 状

平成25年10月29日

秋田地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	吉岡和弘
同 弁護士	鈴木裕美
同 弁護士	清水勉
同 弁護士	紀藤正樹
同 弁護士	江野栄
同 弁護士	近江直人
同 弁護士	丸山紗代子
同 弁護士	澤入満里子
同 弁護士	森田祐子

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償等請求事件

訴訟物の価額

貼用印紙額

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、連帯して、原告A（津谷裕貴の妻）に対し、●●円を支払え。
 - 2 被告らは、連帯して、原告B（津谷裕貴の子）に対し、●●円を支払え。
 - 3 被告らは、連帯して、原告C（津谷裕貴の子）に対し、●●円を支払え。
 - 4 被告らは、連帯して、原告D（津谷裕貴の子）に対し、●●円を支払え。
 - 5 被告らは、連帯して、原告E（津谷裕貴の父親）に対し、●●円を支払え。
 - 6 被告らは、連帯して、原告F（津谷裕貴の母親）に対し、●●円を支払え。
 - 7 被告秋田県は、原告Aに対し、●●円を支払え。
 - 8 被告秋田県は、原告Bに対し、●●円を支払え。
 - 9 被告秋田県は、原告Cに対し、●●円を支払え。
 - 10 被告秋田県は、原告Dに対し、●●円を支払え。
 - 11 被告秋田県は、原告Eに対し、●●円を支払え。
 - 12 被告秋田県は、原告Fに対し、●●円を支払え。
 - 13 被告Sは、原告Aに対し、●●円を支払え。
 - 14 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

ア 原告Aは、平成22年11月4日死亡した津谷裕貴（以下「津谷弁護士」という。）の妻である。

イ 原告B,原告C及び原告Dは,いずれも津谷弁護士と原告A間の子である。

ウ 原告Eは,津谷弁護士の父親であり,原告Fは,津谷弁護士の母親である。

(2) 被告

ア 被告S

被告Sは,津谷弁護士を刺殺した者である。

イ 被告秋田県

被告秋田県(以下「被告県」という。)は,秋田県警察を管理運営する地方公共団体であり,秋田県警察(以下「県警」という。)の警察官がその職務を行うについて,故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは,国家賠償法1条に基づく賠償責任を負うものである。

2 津谷弁護士刺殺事件の経緯(甲第11号証の1,甲第11号証の2)

(1) 津谷弁護士宅(甲第1号証)

平成22年11月4日当時,津谷弁護士と原告Aは,秋田市内の自宅(以下「津谷弁護士宅」乃至「原告ら宅」という。)で2人暮らしをしていた。

(2) 不法侵入者

平成22年11月3日夜,津谷弁護士(当時55歳)と原告A(当時53歳)は,隣り合わせた部屋でそれぞれ就寝していた。津谷弁護士は,灰色の上下スウェットを着ていた。原告Aは,上にレディストレーナー,下にルームウェアパンツを着ていた。

同月4日午前4時頃,紺色のジャンパーと紺色のズボンを着た被告S(当時66歳)は,靴を履いたまま,津谷弁護士を殺害する目的で,けん銃,剪定ばさみ(刈込ばさみ)を解体した刃先(刃体の長さ約22cm)(以下「本件凶器」という。),手錠,結束バンド,火薬入りベスト2着,携帯用ガスボンベ等を組み合わせた爆破装置,防護マスク,胸当てなどを持って,原告ら宅の応接室のガラスを割って侵入し,実包が装てんされているけん銃を持って津谷弁護士の

寝室に立入り、津谷弁護士に対してけん銃を突きつけ、火薬入りのベストを着るよう迫った。

同日午前4時6分頃、原告Aは、津谷弁護士の寝室から成人男性（被告S）の声で「お前を殺しに来た！」「早くベストを着ろ。殺す！」などと怒鳴る声を聞いた。その声色から男性（被告S）が本気であることがわかった。

（3）110番通報（甲第3～6号証）

原告Aは、このままでは津谷弁護士が殺されかねないと恐怖を感じ、午前4時05分25秒、自室から携帯電話で、秋田県警察本部生活安全部地域課通信指令室（平成23年4月1日から「秋田県警察本部生活安全部通信指令課」に名称変更。以下「通信指令室」という。）に、110番通報（以下「本件110番通報」という。）した。

原告Aは、「泉北3の●の●のツヤヒロタカです。」「誰か来てます。侵入者が。殺すとか言ってます。主人に。弁護士なんですけど。」「と必死に訴えた。これに対して、通信指令室の警察官は、ゆっくりした口調で、「えー 弁護士？」「んー 何ヒロタカさん？」「住所どこですか？」「泉北」「三丁目の？」「●の●。何、もう一度お名前お願いします。」「ツヤさん？」「あー津谷弁護士さん？」と、同じような質問を繰り返した。原告Aは、のんびりした言い方をする警察官に苛立って、繰り返し住所と氏名を言って、主人が殺されるから早く来てと必死に訴えた。通信指令室の警察官は、「旦那さんは家にいないんですか？」、被告Sの怒鳴り声に対して「あー 声聞こえますね。」と、依然としてのんびりした口ぶりだった。原告Aは、警察官の口ぶりにかっとなって、「早く来てください！」「わかりません、何となってるか。」と強く言って、携帯電話を切った。通報終了時間は、4日午前4時06分43秒であった。

その後、通信指令室から原告Aの携帯電話には1度も電話がかかって

来なかった。

(4) 原告 A が被告 S を見たときの状況

原告 A は、津谷弁護士の安否が心配だったので、上にレディストレーナー、下にルームウェアパンツ姿のまま自室から廊下に出て、津谷弁護士の寝室の方を見ると、紺色のジャンパーに紺色のズボンを着た 60 歳代の小柄（160 cm くらい）な男がおり、男は見覚えのある被告 S だった。被告 S については、数年前に G（津谷弁護士の弟）から「被告 S の店の前を通りかかったときに、包丁を向けられ『殺す』と言われた」と聞いたことがあった。被告 S は、靴を履いたまま、津谷弁護士の寝室前の廊下に立って、津谷弁護士の寝室の方（津谷弁護士）にけん銃の銃口を向けて、「ベストを着ろ」などと怒鳴り、津谷弁護士に火薬入りベストを着させようとしていた。生命の危険を感じた津谷弁護士は、これを断わっていた。

(5) 原告 A に対する脅迫行為

男（被告 S）は、原告 A の存在に気づくと、同人の方に顔を向けて、「旦那とあんたを殺しに来た」と言った。原告 A は、被告 S に突然そのように言われ、ますます恐怖心を強めた。被告 S は、原告 A に銃口を向け、「こっちへ来い」と言い、応接室の方に来るよう手招きした。原告 A は、逆らうと即座に撃ち殺されると思い、被告 S の指示に従って応接室入口付近まで近づいた。被告 S が先に応接室に入り、「お前たちを殺すために持って来た」と言いながら、応接室内にあった幾つかの物体（詳細不明）を廊下に投げ出した。それから、被告 S は、原告 A の左上腕部を掴んで、応接室内に引き入れようとした。

応接室の中に入ればそこで殺されると思った原告 A は、必死に抵抗して被告 S の手を振り切り、台所へ逃げ込み、警察官が入って来られるように勝手口の施錠を解いた。後を追って来た被告 S は、「何でそんなことをする！」と怒鳴りながら原告 A の脇腹にけん銃を突きつけたが、弾は発射されなかった。

(6) 生命への危険の回避

このままでは殺されると考えた原告Aは、咄嗟に被告Sがけん銃を握っている右手の前腕部を両手で掴んで持ち上げ、銃口を上に向けた。津谷弁護士も被告Sの右手の前腕部を掴まえ、2人で被告Sの両腕を絞り上げるようにして、被告Sの攻撃を封じ、辛うじて、生命を奪われる危険から脱した。

(7) 通信指令室の対応（甲第5号証の1～甲第6号証）

通信指令室では、本件110番通報を真剣に受け止めなかった。午前4時06分18秒に、秋田中央警察署に、「喧嘩口論の110番通報です。」
「訪ねてきた者が『弁護士を殺す』などと話しているという通報です。」とだけ連絡した。他の警察署、パトロール中の警察官、パトカーの警察官等はこれを聞いた。

(8) SS警部補らの到着時間（甲第5号証の1～甲第6号証）

午前4時07分頃、S警部補、K巡査部長らは、津谷弁護士宅付近を捜査用車両で巡回中だった。

そこへ、通信指令室から「喧嘩口論の110番通報です。場所は泉北3丁目●の●津谷弁護士宅」「訪ねてきた者が『弁護士を殺す』などと話している」との連絡が入り、午前4時07分06秒、S警部補らは、自分たちが現場にごく近い位置にいることを認識し、津谷弁護士宅の住所を確認し、捜査用車両で現場に赴くことにした。

S警部補らは、午前4時11分24秒頃、津谷弁護士宅に到着した。

(9) 逮捕の連携の失敗

青色ジーパンと黒色ジャンパーという私服姿のS警部補が津谷弁護士宅の勝手口のドアを開けると、台所は明かりが点いており、目の前で、レディストレーナーとルームウェアパンツ姿で素足の原告A（身長約160cm）と上下スウェットを着て素足の津谷弁護士（身長約164cm）が、けん銃を持った被告S（身長約160cm）（紺色のジャンパーと紺色のズボンを着て靴を履いたまま）の右手を高く持ち上げるようにして掴まえる恰好で立っていた。

これを見た S 警部補は、自分の身分を名乗ることなく、「大丈夫ですか」と言った。黒色ズボンに白色線入りの黒色ジャンパーの私服姿の K 巡査部長は、S 警部補のすぐ後ろに立っていて、中の様子を観ていた。2 人の警察官は、その後、無言で、次々に靴を脱いで台所に上がり込んだ。

S 警部補らは私服であったが、110 番通報していた原告 A は、S 警部補らが警察官だとすぐに理解し、「これで助かった」と安心し、警察官らが被告 S を逮捕しやすくするために、掴んでいた被告 S の腕から手を離した。原告 A は、2 人の警察官が若くて長身だったので、自分たち夫婦でさえ取り押さえることのできた、身長が低い初老の被告 S を簡単に逮捕するものと信じていた。

津谷弁護士は、被告 S の腕を掴まえたままの状態、揉み合いながら廊下に出た。

(10) 津谷弁護士を取り押さえた警察官ら

津谷弁護士と被告 S の後を追った S 警部補らは、津谷弁護士の手にはけん銃があるのを現認すると、無言で、津谷弁護士に襲い掛かった。被告 S は、3 人の間をすり抜けて応接室に移動した。S 警部補（身長約 185 cm）は、津谷弁護士（身長約 164 cm）の左側に立って、同人がけん銃を持っている左手の手首を掴まえて銃口が上になるように持ち上げ、K 巡査部長（身長約 185 cm）は、津谷弁護士の右側に立ち、同人の右手首を掴まえ、S 警部補がしているのと同じように津谷弁護士の腕を持ち上げた。津谷弁護士は、身動きできなくなった。応接室の前の廊下で S 警部補らが津谷弁護士を上記の恰好で捕まえているときに、被告 S は、本件凶器を持ち出し、廊下にいる津谷弁護士に刃先を向けた。

津谷弁護士は、「なんでおれが」という顔をして、絞り出すような大声で「おれは被害者だ。あっちだ」と被告 S の方に顔を向けた。台所から廊下に出てこの様子を見た原告 A も、大声で「あっちだ」と被告 S がいる応接室を指さした。S 警部補らは、相変わらず無言だったが、「わかった」というような表情をしたので、原告 A は、S 警部補らが津谷弁護士をすぐに解放して、被告 S を逮捕

するに違いないと安心して、台所に引っ込んだ。

しかし、S 警部補らは、無言のままそれまでの体勢をとり続けた。

(11) 刺傷行為の実行

被告 S は、S 警部補らが津谷弁護士を身動きできないようにしてくれている状態を利用して、津谷弁護士の腹部を目掛けて本件凶器の刃先を突き刺した。その結果、肋骨後面に達する深さ約 19 cm の前胸左側下部の傷が生じた。それでも、警察官らがそれまでの体勢を変えなかったため、被告 S は、刃先を引き抜くと、前に倒れ掛かった津谷弁護士の上半身を目掛けて、再度、本件凶器の刃先を突き刺すことができた。その結果、心臓の損傷を伴う深さ約 12 cm の前胸左側部の傷が生じた。

(12) 現行犯逮捕

これを引き抜くと、被告 S は、本件凶器を持ったまま、津谷弁護士の寝室へ移動した。刺傷事件を目の当たりにした S 警部補及び K 巡査部長は、被告 S を追いかけて、そこで被告 S の上に馬乗りになって押さえつけ、殺人未遂の現行犯で逮捕した。3 人の後を追って、津谷弁護士が同人の寝室に入った。

(13) 津谷弁護士の死亡

S 警部補らが被告 S を逮捕したのを確認した津谷弁護士は、1 人で台所まで歩いて来て、床に倒れ込んだ。

原告 A は、出血がひどい津谷弁護士の腹部にタオルをあて出血をいくらかでも遅らせようとした。そして、廊下をうろうろしている氏名不詳の男性警察官（S 警部補らと同じ捜査用車両に乗っていた警察官）に救急車を手配するよう指示した。S 警部補が K 巡査部長に被告 S の逮捕を委ねて台所に入って来たので、原告 A は、S 警部補にも救急車の手配を早くするよう求めた。

救急車が到着すると、原告 A は、津谷弁護士と一緒に救急車に乗り、秋田赤十字病院に行った。同病院に運ばれた津谷弁護士は、同日午前 5 時 32 分、心臓損傷に基づく左胸腔内出血で死亡した（甲第 2 号証）。

3 県警の捜査

(1) 現場からの報告（甲第5号証の1～甲第6号証）

S警部補らは、原告ら宅に到着してから1分22秒後、乗ってきた車に戻って、午前4時12分57秒に、「60歳の男 えー 津谷弁護士と思われる者腹部を刺しました」「現在 殺人未遂で現逮」などと通信指令室に無線連絡した。

(2) 緊急配備

通信指令室では、原告ら宅に対する緊急配備を行った。

S警部補及びK巡査部長は、被告Sを逮捕した状態で、他の警察官等が現場に到着するのを待った。

(3) 現場保存

県警は、刺殺事件の現場保存のために、原告ら宅への一般人(原告らを含む。)の立入りを禁止した。現場には、被告Sが土足で歩いた靴の足跡、津谷弁護士の血痕、被告Sが原告ら宅に持ち込んだけん銃、本件凶器、手錠、結束バンド、火薬入りベスト2着、携帯用ガスボンベ等を組み合わせた爆破装置、防護マスク、胸当てなどがあつた。

(4) 原告Aの取調べ

秋田中央警察署は、原告Aについては、11月4日(木)午前7時30分頃から午前10時頃まで、事件の流れや目撃状況を聞いた。原告Aは、疲労困憊していたが、一生懸命に説明した。

(5) 原告Aの実況見分

同日午後2時頃から午後5時40分頃まで、原告Aの立会いの下に実況見分が行われた(犯罪捜査規範104条1項・2項)。そして、原告Aの目撃状況や血痕の位置の確認などが行われた。

11月5日(金)午前9時頃から午後0時30分頃まで、原告A及び犯罪被害者代理人の西野大輔弁護士の立会いの下に実況見分が行われたが、実際には、

原告ら宅の子供部屋で待機させられ、ときどき原告 A が呼ばれ、指示された場所で写真を撮影したというものであった。

(6) 空白

1 1月6日(土)、7日(日)は、県警から原告らに対して捜査に関する連絡等は何もなかった。原告ら宅における捜査もなかった。

(7) S 警部補らの実況見分

1 1月8日(月)午前2時頃から午前6時頃まで、S 警部補及びK 巡査部長の立会いの下で、実況見分が行われた。この当時原告ら宅に住んでおらず、かつ、本件当時現場にいなかったために、本件刺殺事件の発生当時の状況もその直前までの状況も全く知らない、原告 C 及び原告 D が、西野弁護士とともに原告ら宅の子供部屋で待機させられた。

(8) 警察官らによるクリーニング

1 1月10日(水)午後3時頃から午後4時頃の間、4、5人の警察官が原告ら宅を訪ねて来て、原告ら宅の廊下、応接室入口柱(原告 A が被告 S に腕を引っ張られた辺り)や応接室床、子供部屋前本箱近くの柱、金魚鉢を置いていたカラーボックス側面、イーゼルの足の辺りや写真を置く辺り全部、津谷弁護士の寝室、台所の血痕など、本件刺殺事件に関係がありそうな場所すべてにスプレーをかけて、力強く拭いた。

(9) 現場保存の解除

県警は、1 1月11日(木)頃までに現場保存を解除し、原告 A に「家を掃除してよい」と言い、ハウスクリーニングのために住宅改装業者工事業者(大友建設株式会社)を紹介した。

原告 A は、すでに現場保存は必要なくなったと理解して、早速、紹介されたハウスクリーニング業者に依頼して、原告ら宅の床に残っていた被告 S の靴の足跡や津谷弁護士の血痕、壁についていた津谷弁護士の血痕などをきれいに拭き取らせた。

4 原告ら遺族に対する県警の曖昧な説明

11月11日には秋田県J Aビル内の津谷弁護士事務所で、同月25日には原告ら宅で、県警関係者が原告らに対して、本件刺殺事件のときの状況を説明したが、その内容は、当時、S警部補及びK 巡査部長の認識としては現場に原告Aがいた認識がなかったなどという、原告Aの目撃供述を部分的に否定するどころか、原告Aが存在すらしていないことになっていた。

12月3日、西川直哉県警本部長が原告ら宅を訪ねて来て、原告Aらに対して、「私どもに落ち度がありました」と言って謝罪したが、どのような落ち度があったかという具体的な説明はなかった。

5 事実関係を曖昧にした議会答弁（甲第7～9号証）

S警部補及びK 巡査部長は、平成22年11月10日、同年12月9日、同月27日、秋田県議会教育公安委員会に説明者として出席せず、西川直哉警察本部長を初め県警本部関係者らが出席して、本件現場に臨場した際から津谷弁護士が刺殺されるまでの経緯について虚偽説明をした。

6 検証結果の公表（甲第9号証）

県警は、平成22年12月27日、「秋田市泉北地内における男性弁護士被害持凶器殺人事件に対する秋田県警察の対応に関する検証結果」（以下「検証結果」という。）を公表した。

検証結果の「1 事案の概要」において、①K 巡査部長はS警部補に遅れて勝手口から台所に上がり込んだ、②S警部補らが勝手口を開けたとき、津谷弁護士と被告Sが揉み合っており、原告Aの存在には気づかなかった、③被告Sが応接室から本件凶器を構えて、突然、飛び出してきた、④被告SがS警部補を刺そうとしたので、S警部補は咄嗟に体さばきをした、⑤S警部補に身体をかわされた被告Sが津谷弁護士の方向に向かって突進し、被告Sと津谷弁護士と一緒に同人の寝室になだれ込み、津谷弁護士が被告S

に覆い被さるように倒れ込んだなど書いた。

7 S 警部補及びK 巡査部長の公判での証言

秋田地方検察庁の平野大輔検事は、県警の捜査に基づいて、被告Sを、平成22年11月25日に、住居侵入・殺人で、同年12月16日に、銃砲刀剣類所持等取締法違反で、秋田地方裁判所に起訴した。

S 警部補及びK 巡査部長は、平成23年11月29日、秋田地方裁判所の公開法廷において、本件現場に臨場した際から津谷弁護士が刺殺されるまでの経緯について偽証した。

秋田地方検察庁は、原告Aを情状証人としてしか証人申請しなかったため、同人は情状証人としてしか採用されず、本件当時の状況について法廷で証言することができなかった。

8 刑事第一審判決（甲第10号証）

平成23年12月9日、秋田地方裁判所（裁判長裁判官：馬場純夫、裁判官：新崎長俊、長谷川健太郎）は、被告Sに対して、懲役30年の実刑判決を言い渡したが、重要な事実関係（①警察官らは、けん銃を被告人から取り上げて手にしていた被害者を犯人と取り違えて取り押さえた。②ほどなく、警察官らは被害者を離したが、その隙に被告人は、応接室に置いていた本件刃物を手にし、両手で槍のように構えて廊下にいた被害者に向けて駆け寄った。③被告人は、廊下の台所入り口付近から被害者寝室内部の入り口付近までの間において、被害者に対し、殺意をもって、本件刃物を複数回突き出して、……2か所の傷を生じさせ（た））について認定を誤っており、その原因は、S 警部補及びK 巡査部長の偽証が原因であった。

平成25年10月29日現在、刑事事件は最高裁判所に係属中である。

第3 被告Sの責任

1 津谷弁護士を刺殺について

第2. 2の経緯によって被告Sが津谷弁護士を刺殺したのであるから、故意による不法行為が成立することは明白である。

2 原告Aに対する脅迫行為について

被告Sは、原告Aに対して、「殺す」と言い、しかも、実弾の入ったけん銃を原告Aに突きつける行為をしたのであるから、故意による殺人未遂、少なくとも脅迫が成立することは明白である。

第4 被告県の責任

1 はじめに／県警が本件捜査を行うことの困難性

被告Sは、けん銃や火薬、分解した剪定ばさみなどの凶器を持ち込んで来てはいたものの、身長約160cmの当時66歳の男性であり、原告Aと津谷弁護士が協力して一旦はほぼ被告Sを制圧（私人逮捕）した相手であった。同人らは、警察官らが到着する前に、自力で、被告Sを捕まえ、けん銃を取り上げる寸前だった。この時点では、津谷弁護士が被告Sに銃殺されるおそれ、刺殺されるおそれもなかった。

また、S警部補及びK巡査部長が津谷弁護士宅に入った後も、津谷弁護士がS警部補らに身体を奪われていなければ、その場から逃げ出すなり、身をかわすなり、手近にある物で防御したりできたのであり、被告Sの凶器の刃先から逃れることは十分に可能だった。少なくとも腹部を深く2度突きされるような怪我を負わされることはなかった。

S警部補らの行為態様は、客観的には、被告Sの殺害行為に加担するものであったのであり、およそ警察官にあるまじき対応であった。

県警にとっては自らの組織の者が殺人事件に加担する行為をしてしまったと

いう大失態であり、当該事件に関しては、公正かつ厳格な捜査を行う当事者適格を明らかに欠いていた。

2 通信指令室の怠慢

(1) 通信指令業務

初動警察活動は、被害の発生防止、被害拡大防止にとってきわめて重要である。110番通報は、初動警察活動を効果あらしめるための業務である。

110番に通報すると、通報地点を管轄する警察本部の通信指令室に繋がります。110番受理台で担当の警察官が応答する。110番通報を受けた受理台は直ちに状況を聴取するが、必要に応じ指令台でも同時に通話聴取が可能で、現場周辺を巡回中のパトカーに警察無線で、110番通報の内容を知らせ、現場への急行と、現場での適切な対応を指示する。通信指令室では、パトカーに位置自動報告装置（GPS応用のカーロケーター）が装備されているので、同装置により各移動局の所在をリアルタイムに把握している。

緊急を要することから、無線指令台は、110番通報中も現場の警察官に同時指令する。

事件の発生が切迫していたり、現に進行しつつあるような事案においては、最初の110番通報の内容だけでは、現場に警察官が到達するまでの間に状況が変わり、あるいは状況がより明らかになることがあるから、通信指令室では継続的に110番通報者と連絡を取り合っ、事態の推移を的確に把握し、これを現場の警察官らに迅速に告知する必要がある。

(2) 本件での対応（甲第3～6号証）

本件においては、通信指令室の警察官は、午前4時05分25秒という時刻に、弁護士の妻である原告Aから、「侵入者が。殺すとか言ってます。」という切羽詰った110番通報を受けながら、真剣に聞かなかった。音声記録からしてははっきり聞き取れたのに、原告Aに氏名や住所を

繰り返し聞いて、無駄な時間を費やした。警察官は、「声聞こえますね。」と言っており、原告 A 以外の者（被告 S）の別室の大声が聞こえていたほどであるから、深刻な事態が生じていると受け止めることができた。侵入者が凶器を持っているか否か、どのような凶器を持っているかなどは、臨場する警察官らが、自らの安全を守ると同時に、被害者保護のためにどのような行動をとるべきかを考える上で必須の情報であった。

しかるに、警察官は、原告 A に対して、凶器に関する質問をしなかった。原告 A がこれからどのように対処すべきかということについても、何も指示しなかった。「幾らかでも事情がわかれば、教えて欲しい」とも言わなかったし、携帯電話を通話状態のままにしておくようにという指示もしなかった。要するに、通信指令室では、原告 A が 110 番通報したときの状況もその後の推移状況についても状況を的確に把握して、現場の警察官に随時連絡することを一切しなかった。

のんびり構えている通信指令室が、秋田中央警察署等に発した最初の言葉は、「喧嘩口論の 110 番通報です。」であった。これを聞いた警察官らの側は、殺人事件としての切迫さも危険性も実感しなかった。続けて、「訪ねてきた者が『弁護士を殺す』などと話している」と説明している。「訪ねてきた」という言い回しは、被告 S が普通に玄関口から津谷弁護士の了解の下に津谷弁護士宅に入ったように聞こえる。その上で、「『弁護士を殺す』などと話している」ということだと、大声で怒鳴り散らしている様子は全く伺われず、言葉のやりとりの中で、「弁護士を殺す」という言葉が出ただけのように聞こえる。

通信指令室は、110 番通報の事件内容として上記のことしか伝えなかった。110 番通報後、原告 A が体験していた事実は通信指令室に一切届いておらず、現場に向かう警察官らにも一切伝わっていなかった。現場の警察官らは、耐刃防護衣を着装せず、警棒、無線機を携帯せず、

殺人事件が起こるかもしれないという緊張感を抱かないまま、「喧嘩口論」の印象で現場に臨んだ。

(3) 通信指令室の重大な怠慢

通信指令室の警察官が、津谷弁護士及び原告 A が生命の危険に晒されている事実を、現場の警察官らに告知しなかった。

そのため、S 警部補らは、津谷弁護士及び原告 A が生命の危険に晒されていることの認識を欠き、危険な事件の現場に赴く警察官の装備として必要不可欠な、耐刃防護衣の着装、警棒、無線機の携帯を怠った。

このような事態が生じたのは、通信指令室の重大な過失によるものである。

3 殺傷事件が起ころうとしている現場への出動

(1) 現場急行の必要性

警察は、110番指令があった場合、現場の急行が第一である。それは、現在進行中の事件であれば、被害の発生ないし深刻化を防ぐためであり、すでに発生している事件であれば、被害者の救護と証拠の保全を速やかに行う必要があるからである。

(2) 遅れた到着

当時、S 警部補らは原告ら宅のすぐ近く（秋田市泉菅野二丁目・グランマート泉店付近）の国道を捜査用車両で走行中だった。普通に走行すれば1分もかからずに原告ら宅に到着できる場所にいた。

しかし、S 警部補らは、到着するまでに事態が落ち着いていればいいと軽く考えて、耐刃防護衣を着装せず、遠回りをして、4分後に到着した。

(3) 意図的な遅れ

普通に走行していれば1分もかからない道のりを約4分かけて到着したというのは、意図的な遅れであり、現場に急行すべき義務に違反する

ものであった。

4 私服警察官が犯罪の現場に臨場したときの対応

(1) 人の生命，身体の保護

警察法によれば、「警察は，個人の生命，身体及び財産の保護に任じ，犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」（2条1項）とされている。警察官の仕事は，人の生命や身体などを保護することが第一の使命とされているのである。

これを具体化すべく，警察官職務執行法では，「この法律は，警察官が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）に規定する個人の生命，身体及び財産の保護，犯罪の予防，公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために，必要な手段を定めることを目的とする。」

（1条1項）と規定した上で，避難等の措置として，「警察官は，人の生命若しくは身体に危険を及ぼす虞のある……危険な事態がある場合においては，その場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し，及び特に急を要する場合においては，危害を受ける虞のある者に対し，その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め，若しくは避難させ，又はその場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者に対し，危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ，又は自らその措置をとることができる。」（4条1項）としている。また，犯罪の予防及び制止として，「警察官は，犯罪がまきに行われようとするのを認めたときは，その予防のため関係者に必要な警告を発し，又，もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及（ぶ）……虞があつて，急を要する場合においては，その行為を制止することができる。」（同条2項）としている。さらに，立入として，「警

察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。」（6条1項）と規定している。

通常時では違法として許されないことが、逆に異常事態においては現場の警察官にとって具体的な義務として実行されるべきものとして規定されている。本件においては、以下の5点が問題になる。

- ① 同意無く他人の建物に立ち入る権限がある
- ② 必要な警告を発する
- ③ 必要な限度で引き留め、避難させる
- ④ 危難防止のための必要な措置を命じる
- ⑤ 必要な措置を自らとる

（2）無断立入り

他人の居宅に立ち入るには、本来、居宅者の同意が必要である。また、日本間では履き物を脱いで上がるのが礼儀である。

しかし、現に犯罪が起こっている最中のような例外的な場合には、警察官は職務を迅速に遂行するために独自の判断で立ち入り、履き物を脱がずに日本間に上がってよい。特に、本件のように殺人事件が起ころうとしている現場に赴いたときには、現場で殺人犯と対峙し格闘することも予想されるから、機敏な動作ができるよう靴を脱いではならない。

本件においては、原告 A 及び津谷弁護士は被告 S とけん銃を奪い合うような緊迫した対立状態にあったのであるから、S 警部補らが原告 A 又は津谷弁護士の同意を得ずに原告ら宅に立ち入ることが許されるのは勿論、さらに靴を脱がずに上がって機敏に行動する義務があった。

しかるに、S 警部補らは、原告らからけん銃を取り上げようとしている

場面を現認していながら、「大丈夫ですか」と言って、靴を脱いで上がった。

これは、迅速な対応義務を怠る違法な対応だった。

(3) 必要な警告／「警察だ！」

S 警部補及び K 巡査部長は、ジャンパー姿の私服であり、かつ、一般人には、外見上、警察官であることがわからない状態になっていた。警察官であることを示す腕章もしていなかった。警察官であることを大声で伝えることによって、その場に居合わせた者全員に、自分たちが警察官であること、警察官が犯罪を制圧するために臨場したことをはっきり認識させて、警察官の指示に従うべきことを伝える義務があった。

S 警部補らとしては、「警察だ!」「動くな!」と大声で怒鳴り、その場に居た 3 人（被告 S, 津谷弁護士及び原告 A）の行動を制止させる義務があった。

しかるに、S 警部補らは上記義務に反し無言だった。そのため、3 人は、各自の判断で勝手に行動した。

(4) 必要な措置／けん銃を取り上げる

原告ら宅の勝手口から台所に立ち入った S 警部補及び K 巡査部長は、津谷弁護士及び原告 A が被告 S からけん銃を取り上げようとしている場面に出くわしたのであり、けん銃の暴発による怪我人が出るおそれがあったから、「動くな!」と言って、3 人の行動を制止させ、土足のまま駆け上がって、「けん銃をよこせ!」と怒鳴って、3 人からけん銃を取り上げる義務があった。

しかるに、S 警部補及び K 巡査部長は、このような義務の実行を怠り、「大丈夫ですか」と言っただけで、あとは無言のまま行動した。靴を脱いで上がった。その間に、原告 A は被告 S の腕を離してしまい、被告 S と津谷弁護士は廊下に出て行ってしまった。そのため、S 警部補らは、け

ん銃を取り上げることができなかった。

(5) 危険からの避難／犯人から離れるよう指示

一般人市民が犯罪に巻き込まれそうになっているときに、警察官は一般市民を危険から遠ざける義務がある。

本件では、津谷弁護士及び原告 A が被告 S にけん銃で殺されかねない状態にあったのであるから、S 警部補及び K 巡査部長としては、津谷弁護士及び原告 A に被告 S から離れるように指示する義務があった。

しかるに、S 警部補も K 巡査部長も、津谷弁護士に被告 S から離れるように指示せず、それどころか、無言のまま、津谷弁護士の身体を玄関方向に押すようにして掴まえて身体を奪い、不法侵入者（被告 S）から津谷弁護士を引き離そうとしなかった。

S 警部補及び K 巡査部長は、被害者を犯人から引き離す義務を怠った。

(6) 津谷弁護士を生命の危険に晒す行為

S 警部補及び K 巡査部長は、津谷弁護士に対して、「けん銃をよこせ！」と言って、けん銃を速やかに引き渡させ、津谷弁護士を被告 S から引き離すべく、「台所に行っているように」と指示すべき義務があった。

しかし、S 警部補も K 巡査部長もそのようにはせず、無言のまま、S 警部補（身長約 1 8 5 cm）は津谷弁護士（身長約 1 6 4 cm）の左側に立って同人がけん銃を持っている左手の手首を掴まえて銃口が上になるように持ち上げ、K 巡査部長（身長約 1 8 5 cm）は津谷弁護士の右側に立ち、同人の右手首を掴まえ、S 警部補がしているのと同じように津谷弁護士の腕を持ち上げ、津谷弁護士の身体を奪った。このとき、被告 S は、本件凶器を持ち出し、廊下にいる津谷弁護士の方に刃先を向けていた。

S 警部補及び K 巡査部長は、津谷弁護士の生命の安全を守るどころか、逆に、津谷弁護士が逃げることも身をかわすこともできない状態にして、被告 S が本件凶器の刃先を津谷弁護士に突きつけ、攻撃しやすい状態を

作出した。S 警部補又は K 巡査部長が津谷弁護士に「けん銃をよこせ！」とはっきり言って、けん銃を引き渡させ、台所に避難させていれば、津谷弁護士が被告 S によって本件凶器で刺されることはなかった。

S 警部補及び K 巡査部長のとした対応は、津谷弁護士を死に至らしめる危険のある行為であり、警察官の安全保護義務に違反する。

さらに、業務上過失致死罪にも該当する。

5 異常な捜査

(1) 犯罪捜査規範

犯罪捜査規範によれば、捜査の基本は、以下のとおりである。

「捜査は、事案の真相を明らかにして事件を解決するとの強固な信念をもつて迅速適確に行わなければならない。」(2条1項)、「捜査を行うに当たっては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない。」(同条2項)、「捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようにしなければならない。」(4条2項)。

(2) 真相は単純明快

本件では、被害者(津谷弁護士)が被告 S に刺される前に警察官らが現場に到着しており、かつ、警察官らが津谷弁護士の身体を奪っていることを原告 A に目撃された直後に、被告 S が津谷弁護士を本件凶器で2度突きして刺殺したという経過を辿っていることは明らかになっている。つまり、被告 S の犯行状況は、犯行時から、捜査機関に明らかになっていた。

そのため、被告 S の犯行を明らかにするための捜査は極めて容易だっ

た。

(3) 原告 A を被害者とする事件の捜査

原告 A は、被告 S に殺されそうになっており、殺人未遂罪か少なくとも脅迫罪が成立しているから、これについて捜査が行われるべきであったのに、県警はこの捜査を行なわなかった。

(4) もう 1 つの事件

4 の分析から明らかなように、津谷弁護士刺殺事件では、被告 S による殺人事件と並行して、S 警部補及び K 巡査部長による業務上過失致死事件が発生していた。少なくとも、その疑いがあるとして、S 警部補及び K 巡査部長を被疑者とする捜査が行われる必要があった。

しかし、県警は、自ら捜査を行うことはなく、平成 22 年 12 月 24 日に秋田地方検察庁に告発状が提出され平成 23 年 1 月に受理されたものの、秋田地方検察庁は、嫌疑不十分で不起訴とした。

これは、犯罪の揉み消しであり、犯罪捜査規範の上記規定にことごとく反する。

(5) 訟務事件としての対応

現職警察官が殺人の実行行為に加担し、業務上過失致死に該当する行為を行ったとなれば、警察組織全体の信用を失墜しかねない。また、津谷弁護士の遺族から訴訟を起こされることも必至であった。

そのため、本件捜査は、最初から、被告 S の殺人事件の真相究明のためではなく、S 警部補及び K 巡査部長の業務上過失致死事件を顕在化させない、揉み消すための訴訟事件対策として行われることになった。

原告 A を被害者とする事件の捜査が行われなかったのも、そのためである。

被告 S に対する取調べでは、殺害時の状況について詳しく追及は行われなかった。そのため、殺害時の状況はきわめて曖昧になった。けん銃

の入手先についても、まともな捜査が行われなかった。

S 警部補及び K 巡査部長の取調べは、警察にとって都合の悪い事実を供述させないための機会になった。

原告 A の供述内容は、S 警部補及び K 巡査部長の供述と両立しないものは無視された。原告 A を被害者とする殺人未遂、脅迫について捜査すると、原告 A の供述が、S 警部補及び K 巡査部長の業務上過失致死事件の重要証拠になってしまう。

原告 A の実況見分では、正確性を期するために、原告 A を終始立ち合わせていなければならなかったのに、原告 A は警察官に指示されたときだけしか立ち合わされず、それ以外のときは、別の部屋で待機させられた。

S 警部補及び K 巡査部長の実況見分では、公正ないし正確性を期するために原告 A の立ち合いが必要だったにもかかわらず、同人に立会いを求めなかった。そのため、原告 A の目撃状況と明らかに異なる虚偽の実況見分調書や虚偽の供述調書が作成され、刑事裁判に証拠として利用されることになってしまった。

被告 S による刺傷行為の状況を裏付ける床や壁に付着した血痕については、11月10日に警察官らが洗い流してしまい、その後に原告らが再検証することを困難にした。

(6) 違法性ないし責任

このような捜査は、意図的な事実隠しであり、違法である。

6 犯罪被害者に対する情報提供義務

(1) 情報提供義務

犯罪被害者、特に殺人事件の場合には、遺族にとって家族が殺害された原因や経緯を知らないということが大きな精神的苦痛の原因になっている。したがって、警察が犯罪被害者支援として、殺人事件の被害者遺族に

対して、捜査過程で明らかになった事実や被害者遺族が知りたがっている事実を説明することが極めて重要である。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯罪被害者給付金法）では、犯罪被害者等の支援として、「警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための措置として、犯罪被害者等に対し、情報の提供、……その他の必要な援助を行うように努めなければならない。」（22条1項）と規定している。

（2）情報提供義務違反

津谷弁護士が被告Sに刺殺された事件で、原告Aが知らない事実であると同時に、どうしても知りたい事実は、原告Aが一瞬目を離した間、津谷弁護士がどの場所でどのような姿勢をしていたときに被告Sに本件凶器で刺されたのか、そのときS警部補及びK巡査部長は何をしていたのかという事実である。

原告Aの怒り乃至精神的苦痛は、津谷弁護士を刺殺した被告Sに向いているだけでなく、津谷弁護士を助けることができなかつた自分自身にも向いている。そのような苦しみに対して、警察が行うべきは、原告Aが目を離した瞬間に何が起こったかを、現場に居合わせたS警部補及びK巡査部長に原告Aに対して語らせることである。

しかるに、本件では、S警部補及びK巡査部長は、一度も原告Aに直接説明をしていない。S警部補及びK巡査部長の以外の者も、原告Aが目を離した瞬間に起こった真実を語っていない。

平成22年11月11日及び同月25日に、県警本部の佐藤愷刑事部長や秋田中央警察署の小森和彦警視らが秋田県JAビル内の津谷弁護士事務

所や原告ら宅に赴いて、原告 A らに対して行った説明は、現場に居合わせて当時の状況を知っている原告 A の認識だけからしても明らかに事実を反する虚偽であった。

(3) 違法性ないし責任

これは、意図的な虚偽説明であり、明らかに情報提供義務違反である。

7 秋田県議会教育公安委員会での虚偽説明

(1) 議会報告

県警には、議会に対して真実を報告する義務がある（国家公務員法 9 8 条 1 項，地方公務員法 3 2 条参照）。

県警という公的機関が、議会という公的な場で説明することにより、その県警の説明内容は、社会的に真実であると受け止められる。

(2) 報告の実態

県警は、平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日，同年 1 2 月 9 日，同月 2 7 日に，秋田県議会教育公安委員会で，津谷弁護士が被告 S に殺害されるまでの経緯やその後の捜査状況について説明しているが，そこでは S 警部補らが津谷弁護士宅に到着してからの状況について虚偽の説明をしており，その内容が社会に公表された。

そのため，原告 A は，自分が現に体験して記憶している事実が虚偽であるような社会的印象を与えられてしまっている。

(3) 違法性ないし責任

県警の議会説明は，意図的な虚偽であり，違法である。

8 虚偽の流布

(1) 検証結果を公表する意義

事実関係を調査検証してその結果を公表することにおいては，十分な調

査と検証が行われ、社会的に十分に信用されるべき事実関係を明らかにすることが強く求められている。対策でいくらよいことが抽象的に書かれていても、重要な事実関係を隠ぺいするようなことがあれば、検証結果は、真相究明の成果ではなく、組織的な虚偽の流布である。

(2) 検証結果の内容の虚偽

県警の検証結果（甲第9号証）の「1 事案の概要」のうち、

- ① K 巡査部長が S 警部補に遅れて勝手口から台所に上がり込んだ事実はなく、S 警部補及び K 巡査部長が相次いでほぼ同時に勝手口から台所に上がり込んだのである。
- ② S 警部補らが勝手口を開けたとき、原告 A が津谷弁護士と被告 S が揉み合っており、原告 A の存在には気づかなかつた事実はなく、S 警部補らが勝手口を開けたとき、原告 A が津谷弁護士と一緒に被告 S からけん銃を取り上げようとしていたのである。
- ③ 被告 S が応接室から本件凶器を構えて、突然、飛び出して来る前に、被告 S が応接室から本件凶器を構えて刃先を廊下にいる津谷弁護士に向けて突き出していた状態があった。
- ④ 被告 S が S 警部補を刺そうとしたので、S 警部補が咄嗟に体さばきをした事実はない。被告 S は、津谷弁護士を刺そうとしていたのであり、S 警部補らを刺そうとしていなかったから、S 警部補が被告 S に襲われて体さばきをする場面などあり得ない。
- ⑤ 被告 S が津谷弁護士の方向に向かって突進した事実はあるが、被告 S が S 警部補を狙っていた事実はないから、S 警部補が身体をかわした事実もなく、被告 S と津谷弁護士と一緒に同人の寝室になだれ込んだ事実もなく、津谷弁護士が被告 S に覆い被さるように倒れ込んだ事実もない。原告 A は、4 人が津谷弁護士の寝室に入った直後に、被告 S を一番下にして、その上に 2 人の警察官、その上に津谷弁護士がいる状

態を現認した。

これら検証結果の「1 事案の概要」の①②③④⑤などは虚偽である。

このような文書を公表することは、虚偽の流布である。

(3) 違法性ないし責任

県警の検証結果は、意図的な虚偽であり、違法である。

9 刑事裁判における両警察官の偽証

(1) 真実を証言する義務

S 警部補及び K 巡査部長は、平成 23 年 11 月 29 日、秋田地方裁判所刑事法廷において、宣誓（刑事訴訟法 154 条）の上、証言したのであるから、真実を述べる法的義務があった。

(2) S 警部補らの証言

しかし、S 警部補及び K 巡査部長は、公開法廷で、宣誓の上、偽証した。

刑事事件の一审裁判所は、S 警部補及び K 巡査部長の偽証事実を事実として認定した。

現職警察官が公開法廷で偽証したこと、及び、刑事裁判所がこれを事実として認定したことにより、原告 A の説明は、ますます社会的に信用を失うものになり、原告は社会に真実を訴えることを躊躇せざるをえなくなった。

(3) 違法性ないし責任

S 警部補及び K 巡査部長の虚偽の証言は、偽証罪（刑法 169 条）に該当する。

第 5 損害

(略)

第 6 結論

本件では、殺人事件が起ころうとした現場に警察官が駆けつけていながら、否、駆けつけたがゆえに一市民が刺殺されてしまった。およそ警察としてはあってはならないことが起こってしまった。県警は、組織を挙げて、本件の経緯を捜査ないし調査し、その結果を社会に明らかにし、再発防止のための具体的方策を現場に徹底する必要があった。

しかるに、実際に県警が行ったことは、これと全く逆であった。県警は、警察組織の面子のために組織を挙げて、捜査過程において、現場の警察官らが殺人行為に加担した事実を隠ぺいし続ける工作を行い、県議会に対する説明、遺族に対する説明でも真相を隠し続けている。このような対応は、今後も、現場において類似の問題を起ししかねない。

原告らは、事実を隠ぺいし、表面的な反省に止まっている県警の態度に到底納得できない。日本の警察のためにも、現場の警察官のためにもよくない。本件の真相を明らかにすることこそが、津谷弁護士之死に誠実に向き合うことであり、日本の警察をよくするきっかけになる。

よって、頭書きのと通りの請求をするために本件提訴に至った。